

1. 開設届

開設届は施術所開設後、10日以内に保健所へ2部 提出する必要があります。

開設後の届出が遅れてしまった場合、遅延理由書等を提出していただく可能性があります。
詳細はお問合せください。

副本は、図面の確認のため、立入検査終了後の交付にご協力をお願いします。

事前相談 → 開設 → 開設届提出 → 立入検査

■以下の時には開設届の提出が必要です■

* 新規開設 * 移転 * 開設者変更 ※ 事前に図面相談を行ってください。

必要書類	必要部類	注意事項
施術所開設届	2部	様式が2種類ありますので確認して提出してください (あん摩・はり・きゅう用、柔道整復用)。
業務に従事する施術者の 免許証	2部	免許証原本と写し2部をお持ちください。
施術所の平面図	2部	待合室、施術室、ベッド、区画、消毒設備、換気 設備、消火器を記入してください(面積も記入)。
【法人開設の場合】 登記事項証明書 定款(寄付行為の写し)	各2部	登記事項証明書のうち1部は写しでもかまいません。 ※複数店舗を同時に提出する場合、 原本は1部でその後は写しでもかまいません。

2. 施術所の名称

施術所の名称は法律による広告の規制を受けます。あはき・柔整広告ガイドラインをご確認ください。

▲施術所の名称として認められていないものの例▲

「病院又は診療所等」と 誤解する恐れがあるものを 含んでいる名称	〇〇診療所、〇〇治療所、〇〇はり科療院、〇〇(施術業態を含まない) 治療院、メディカル、クリニック、リハビリ、ドック 等 ※ 診療科名や診療行為等と紛らわしい表現を含む名称も不可
あはき、柔整以外の業態と 紛らわしい名称	カイロプラクティック、整体、リラクゼーション、アスレチック、 コンディショニング、リラックス、サポート 等
施術業態が混ざっている名称	〇〇鍼灸接骨院、〇〇マッサージ接骨院 等
対象者を限定する名称	〇〇女性専門療院、〇〇レディース、子ども、スポーツ、アスリート、 美容、交通事故専門、むちうち専門 等
施術内容・技能・方法を 含んでいる名称	東洋医学、温鍼、中国鍼灸、美容鍼灸、不妊鍼灸、更年期障害、 背骨専門、漢方、気功、無痛治療、電気療法 等
効能を含んでいる名称、 優良な施術所と思わせる名称	姿勢改善、小顔矯正、骨盤矯正、 (施術が優良であることを示す意味で) 巧み 等
施術所と分かりにくい名称	〇〇堂、〇〇館、〇〇道場、〇〇センター、〇〇ステーション、 サロン、ほぐし処、研究所 等

3. 施術所の構造設備基準

* 太字は省令で定められている事項であり、必ず満たさなければなりません。

* 細字は、指導事項です。施術室の専用性、衛生面、安全性の確保のためご協力ください。

構造設備基準	施術室	・ 6. 6㎡以上の専用の施術室を有すること。 ・ 室面積の1／7以上に相当する部分を外気に開放できること もしくはこれに代わるべき適当な換気装置があること ・ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること
	待合室	3. 3平方メートル以上の面積を有すること
衛生上必要な措置	・ 常に清潔に保つこと ・ 採光、照明及び換気を充分にすること	
施術室と待合室の区画	・ 施術室、待合室の区画は、固定壁および扉で上下左右完全に仕切られているものであることが望ましい。 ・ 固定壁、扉での区画が難しい場合、パーティションなどでの区画もやむをえない。その場合、容易に動かないものの区画が望ましい。 ・ 布製カーテン等容易に動かすことができるものは区画として望ましくない。	
外部開放面積	・ ドアは含まず、窓等で実際に外気に開放できる面積を計算する。	
施術所の独立性	・ 住居や店舗などと構造上、機能上独立していることが望ましい。	
施術室のベッド	・ プライバシーに配慮して、ベッドごとにカーテンを設けることが望ましい。	
防火設備	・ 消火器（スプレー式等も可）を設置することが望ましい	

▲あはきと柔整の施術所を同一施設で開設する場合▲

原則それぞれの業務で構造設備を満たす必要があります。両方の免許所有者が1人で施術する場合に限り、構造設備を共用できる場合があるので、別途ご相談ください。

4. 変更届

届出事項に変更が生じた場合、10日以内に保健所へ変更届を提出する必要があります。

変更事項	添付書類
構造設備	新・旧平面図 各2部（変更箇所を赤枠で示すこと）
業務に従事する施術者	免許証原本と写し2部
開設者（個人）の氏名 施術者の氏名 （戸籍の変更による）	書換え済みの免許証原本と写し2部 * 書換え済み免許証の提示が出来ない場合は戸籍抄（謄）本の提出でも変更できます
開設者（法人）の名称 開設者（法人）所在地	登記事項証明書（原本）1部と写し1部（新旧の記載事項がわかるもの） * 複数店舗を同時に手続きする場合、原本は1部でその他は写しでもかまいません。
開設者（個人）の住所 施術所の名称 業務の種類	添付書類不要 * あん摩、はり、きゅうの施術所の場合、施術者の変更の際に業務の種類を合わせて変更しなければならない場合があります。

5. 休止届・廃止届・再開届

施術所を休止、廃止、再開する場合、事後10日以内に保健所に届出をする必要があります。
再開の場合には、免許証の原本も合わせてご持参ください。なお、休止期間は原則1年以内です。
また、届出時に開設者としての本人確認を行いますので、窓口にて身分証の提示をお願いいたします。

6. 出張施術業務開始届

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が個人宅への出張のみの業務を行う際は、施術所の開設届ではなく、出張施術業務開始届を保健所へ提出してください。

届出場所は自宅住所になります。施術者が個人として出張するものなので、「●●鍼灸院」等、名称を名乗ることはできません。

なお、すでに開設している施術所から出張する場合には、出張施術業務開始届の提出は必要ありません。

■出張施術業務開始の手続き■

保健所に出張施術業務開始届を提出してください。提出の際には免許証の原本と写し2部が必要です。

■届出事項に変更等があった場合、廃止等の場合■

変更事項	提出書類
氏名の変更	・ 現行業務の出張施術業務廃止届 ・ 新しい名前での出張施術業務開始届
住所の変更 (区内での引越や地番変更)	・ 現行業務の出張施術業務廃止届 ・ 新しい住所での出張施術業務開始届
住所の変更 (区外への引越)	・ 出張施術業務廃止届 【新しい住所地において出張施術業を行う場合】 ・ 住所地を管轄する保健所等への出張施術業務開始届
廃止、休止、再開する場合	出張施術業務廃止・休止・再開届 * 届出時に本人確認を行いますので、窓口にて身分証の提示をお願いいたします。

7. 広告ガイドライン

施術所の広告は法の規定に基づいて行う必要があります。これらの規定の解釈及び運用については、「あはき・柔整広告ガイドライン」に定められています。

認められている事項のほかは、原則として広告できませんので、あらかじめご確認をお願いいたします。

以下の広告事項はガイドラインの抜粋です。
詳細はQRコードからご確認ください

あはき・柔整広告ガイドライン



「あはき法」に基づく施術所で認められている広告事項

- 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 法律第1条に規定する業務の種類
- 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 施術日又は施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項
 - * もみりようじ、やいと、えつ、小児鍼（はり）
 - * 医療保険療養費支給申請ができる旨
（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
 - * 予約に基づく施術の実施
 - * 休日又は夜間における施術の実施
 - * 出張による施術の実施
 - * 駐車設備に関する事項

柔道整復師法に基づく施術所で認められている広告事項

- 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 施術日又は施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項
 - * ほねつぎ（または接骨）
 - * 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - * 予約に基づく施術の実施
 - * 休日又は夜間における施術の実施
 - * 出張による施術の実施
 - * 駐車設備に関する事項

○ 広告可能 ○	× 広告不可 ×
施術日、施術時間、出張	診療（診察）日、診療（診察）時間、往診
医療保険療養費支給申請が出来る旨（要件あり）	各種保険取扱い、交通事故取扱い、労災保険取扱い
あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	施術者の技能、施術方法

8. 提出書類の記載例

別記第1号様式（第1条関係）

施 術 所 開 設 届

開設 名	あん摩・はり・きゅう業と柔道整復業で開設届の様式が異なります 様式を確認して記載してください			
開設の年月日	年 月		届出提出日より前の日付を記入	
業務の種類	柔 道 整 復			
業務に従事する 柔道整復師の氏名	氏 名	免許番号及び免許年月日		確認
		免許の種類、番号などを記入 あん摩・はり・きゅうの複数免許を有するものはそれぞれ記入 免許証の原本を持参し、写しを添付		
構造設備の概要		面 積	外気開放面積	換気装置
	専用の施術室	m ²	m ²	有 無
	待 合 室	m ²	m ²	有 無
	器具、手指等の消毒設備		有	消毒設備の有無
開設者の免許	有 無	免許番号及び免許年月日		確認

面積を漏れなく記入

上記により、届け出ます。

提出日を記入

年 月 日

開設者

個人開設：開設者の自宅住所・氏名

法人開設：主たる事務所の所在地・会社名・代表者名

電話番号 ()

(提出先)

足立区足立保健所長

- (注意)
- 1 業務に従事する柔道整復師の免許証を呈示すること。
 - 2 平面図を添付すること。
 - 3 開設者が法人の場合は、定款の写し及び登記事項証明書を添付すること。

施 術 所 平 面 図

名 称

記 入 例

ベッドごとにカーテンを設けることが望ましいです

消毒設備の設置場所を記載

消毒設備

ベッド

ベッド

窓 縦○m
横△m

換気扇

カーテン

m

滅菌器

施 術 室

(6.6㎡)

消火器の設置場所を記載

施術室と待合室は区画が必要です

区画

ドア

待 合 室

(3.3㎡以上)

窓 縦□m
横△m

m

手洗

イス

玄関

m

記載上の注意

- * 各室の用途を明示すること（施術室、待合室等）
- * 施術室の外気開放面積（又は換気装置）とその位置、消毒設備、消火器の位置を記載すること
- * 寸法、床面積を書き入れること（窓に関しては縦横の寸法を明記すること。）

施術室面積（あはき）： _____㎡

待合室面積： _____㎡

施術室面積（柔道整復）： _____㎡

縮 尺 1／50・1／100・その他（ / ）

出張施術業務開始届

1 業務の開始年月日

年 月 日

届出提出日より前の日付を記入

2 業務の種類

- ☐ あん摩マッサージ指圧師
- ☐ は り 師
- ☐ き ゆ う 師

3 免許を受けた都道府県名、免許番号及び免許年月日

				確 認
あん摩マッサージ指圧師	都 道 府 県	第		
は り 師	都 道 府 県	第		
き ゆ う 師	都 道 府 県	第		

免許の種類、番号などを記入

複数免許を有するものはそれぞれ記入

免許証の原本を持参し、写しを添付

上記により、届け出ます。

提出日を記入

年 月 日

交付者名を記載。

国の場合は厚生労働省と記載

住 所
(ふりがな)
氏 名

自宅住所、氏名を記入

電 話 ()

(提出先)

足立区足立保健所長

(注意) 1 該当する口の中にレをつけること。

2 免許証を呈示すること。